

短期入所生活介護事業所さくらホーム山形 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 法人の目的

1. 私たちは、利用者に安全と安心を提供します
2. 私たちは、利用者に質の高い環境と空間を提供します
3. 私たちは、明るい職場を作ります

2. 事業者

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人さくら福祉会 |
| (2) 法人代表者 | 理事長 佐藤 正視 |
| (3) 所在地 | 山形県酒田市中牧田丸福 171 |
| (4) 電話番号 | 0 2 3 4-6 2-2 9 4 1 |
| (5) F A X 番号 | 0 2 3 4-6 1-4 0 1 6 |
| (6) インターネットアドレス | http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/ |
| (7) 設立年月日 | 平成7年5月1日 |
| (8) 事業の概要 | 定款の目的に定めた事項
1、第1種社会福祉事業
2、第2種社会福祉事業
3、公益事業 |

3. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
山形市0670103548号
※当事業所は特別養護老人ホームさくらホーム山形に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法の理念に基づき利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 短期入所生活介護事業所さくらホーム山形 |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県山形市嶋北三丁目14番24号 |
| (5) 電話番号 | 0 2 3-6 7 4-7 3 0 3 |
| (6) 事業所長（管理者） | 氏名 縄 美枝子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 1 事業所の従業者は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う |

ことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (8) 開設年月 平成24年4月1日
- (9) 営業日

営業日	年中無休
-----	------
- (10) 利用定員 20人（1ユニット10人×2ユニット）
- (11) 事業実施地域 山形市、天童市、上市市、山辺町、中山町、寒河江市

4. 職員の配置状況（特別養護老人ホームさくらホーム山形併設）（ ）内は兼務

	常勤	非常勤	計	勤務体制	保有資格
管理者（施設長） （事業所の業務を統括する）	1 (1)		1 (1)	8：30～17：30	社会福祉主事任用資格
医師 （利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務）		1	1	週1回 毎週金曜日 13：00～15：00	医師免許
事務職員 （事業所の庶務及び会計事務）	2以上 (2以上)		2以 (2以上)	8：30～17：30	社会福祉主事任用資格 (2名)
介護支援専門員 （利用者の介護支援、施設サービス計画の作成に関する業務）	2以上 (2以上)		2以上 (2以上)	8：30～17：30	介護支援専門員（2名）
生活相談員 （利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務）	1以上 (1以上)		1以上 (1以上)	8：30～17：30	社会福祉士（1名）
介護職員 （利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務）	7以上	1	7以上	7：00～16：00 8：30～17：30 10：00～16：00 10：00～19：00 13：00～22：00 21：45～7：45	介護福祉士 8名

看護職員 (利用者の看護、 保健衛生の業務)	1		1	7:30~16:30 8:30~17:30 10:00~19:00	看護師 1名
機能訓練指導員 (利用者の機能 回復、機能維持に 必要な訓練及び 指導)	2 (2)		2 (2)	8:30~17:30	作業療法士 (2名)
管理栄養士 (給食管理、入居 者の栄養指導)	1 (1)		1 (1)	8:30~17:30	管理栄養士 (1名)

5. 当施設の設備の概要

冷暖房設備完備

室名	部屋数	室名	部屋数
居室	20室 (全室個室)	特別浴室 (2階)	1ヶ所
洗面所	各居室内に設置	相談室 (特養兼用)	2ヶ所
脱衣・個浴	1ヶ所 (2階)	医務室 (特養兼用)	1ヶ所
トイレ	3ヶ所 (ユニット毎)	静養室 (特養兼用)	1ヶ所
汚物・洗濯室	1か所 (1階) (特養兼用)	理美容室 (特養兼用)	1ヶ所
共同生活室	2ヶ所 (ユニット毎)	多目的ホール (特養兼用)	1ヶ所

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスと利用料金

<サービスの概要>

① 食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。ただし、希望により居室などでとっていただくことも可能です。
- ・原則として朝食は7時30分から、昼食は12時から、夕食は18時からとしますが、希望により時間をずらして食べることも可能です。

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（自己負担額は、各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて異なります。）

短期入所生活介護事業

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期入所生活介護費 (1日につき)	7040 円	7720 円	8470 円	9180 円	9870 円
短期入所生活介護費 (1日につき) *61 日以上利用した場合	6700 円	7400 円	8150 円	8860 円	9550 円
機能訓練体制加算	1 2 0 円 (1日につき)				
サービス提供体制強化加算 (I)	2 2 0 円 (1日につき)				
夜勤職員配置加算 (II)	1 8 0 円 (1日につき)				
療養食加算	8 0 円 (該当者のみ) (1日3回まで)				
送迎加算	1 8 4 0 円 (片道)				
短期生活長期利用者提供減算	△ 3 0 0 円 (1日につき)				
介護職員等処遇改善加算 (II)	1月につき 所定単位×136/1000				

介護保険外費用 (日額)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	3 0 0 円	6 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 4 4 5 円
滞在費	8 8 0 円	8 8 0 円	1, 3 7 0 円	1, 3 7 0 円	2, 0 6 6 円

※食費に関しては1食毎のご請求となります。負担限度額1～3段階の方は上記金額が上限額となります（朝食：390円 昼食：540円 夕食：515円）

介護予防短期入所生活介護事業

	要支援 1	要支援 2
介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	5, 2 9 0 円	6, 5 6 0 円

介護予防短期入所生活介護費 (1日につき) *31日以上利用した場合	5,030円	6,230円
機能訓練体制加算	120円(1日につき)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円(1日につき)	
療養食加算	80円(該当者のみ1日3回まで)	
送迎加算	1840円(片道)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき 所定単位×136/1000	

介護保険外費用(日額)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
滞在費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円

※食費に関しては1食毎のご請求となります。負担限度額1～3段階の方は上記金額が上限額となります(朝食:390円 昼食:540円 夕食:515円)

加算の内容

・機能訓練体制加算

機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置している場合。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上か、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合。

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)(介護予防を除く)

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準に1を加えた数以上を配置した場合。

・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の処遇改善を実施している場合。

・療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食等及び特別な場合の検査食等の療養食を提供した場合。

・短期生活長期利用者提供減算(介護予防を除く)

当該事業所を連続30日を超えて利用した場合。ただし、61日以上利用した場合を除く。

☆ご利用者がまだ居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。事業者は、利用者が償還払いを受けることができるように、契約者に対してサービス提供証明書を交付します。契約者は、サービス提供証明書の交付を受け、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成され、介護保険給付の対象となった後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 理 美 容

月に2回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。ご利用を希望される方は、お申し出下さい。

利用料金：実費

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④ 医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食等及び特別な場合の食事を提供した場合、実費負担となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

「指定（介護予防）短期入所生活介護」利用契約書 第6条によります。

7. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

◎ 当施設ご利用相談・苦情窓口

電話番号・・・023-674-7303

受付時間・・・8時30分～17時30分

担当部署・・・苦情相談担当窓口 生活相談員 鈴木日奈子

苦情解決責任者 施設長 縄 美枝子

◎ 第三者苦情委員

高橋 宏明 住 所 990-0885 山形市嶋北三丁目1番地20号

電話番号 090-7327-3998

大滝 栄子 住 所 990-0885 山形市嶋北三丁目13番地8号

電話番号 023-679-3110

◎ 行政機関その他苦情受付機関

受付機関	所在地	電話番号	受付時間
山形市役所介護保険課	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212	8:30～17:00
上山市役所健康福祉課	上山市河崎 1-1-10	023-672-1111	8:30～17:00
天童市役所健康福祉部	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111	8:30～17:00
寒河江市高齢者支援課	寒河江市中央 1-9-45	0237-85-0777	8:30～17:00
中山町健康福祉課	中山町大字長崎 120 番地	023-662-2456	8:30～17:00
山辺町健康福祉課	山辺町緑ヶ丘 5 番地	023-667-1107	8:30～17:00

国民健康保険団体連合会介護サービス推進室

所在地・・・寒河江市大字寒河江字久保 6 番地

電話番号・・・0237-87-8006

受付時間・・・9時00分～16時00分

※上記以外の場合、該当地域の保険者（市町村）へお問い合わせください。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市、保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。連絡するに当たっては、あらかじめ家族へ緊急連絡先を確認し対応します。

ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合はこの限りではありません。

10. 身体拘束の対応について

ご利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

身体拘束を行う場合は施設の定める「身体拘束適正化の指針」を遵守し、三原則の徹底検証と利用者、ご家族への説明と同意、記録、再検証を行います。

11. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

12. 協力医療機関等（緊急時の対応等）

ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は下記の協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

名称：山形市立立病院 済生館

住所：山形県山形市七日町一丁目3番26号

名称：医療法人社団 笹原歯科医院

住所：山形市五十鈴3丁目9番23号

13. 緊急連絡先

氏名	
住所	〒
電話番号	() -
続柄	

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 さくら福祉会
名称 短期入所生活介護事業所 さくらホーム山形
所在地 山形県山形市嶋北三丁目14番24号
説明者 所属 施設介護担当（相談員又は介護支援専門員）

氏名 生活相談員 鈴木 日奈子 印

本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

利用者との関係